

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案 新旧対照条文

目次

一 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）抄 （附則第二条関係）	1
二 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）抄（附則第三条関係）	2

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）抄（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 第百五十九条の三（略）</p> <p>（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正）</p> <p>第百五十九条の四 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第七項第二号ニ中「標準報酬の月額、給料の額及び標準給与」を「及び標準報酬」に改める。</p> <p>第百六十条（略）</p>	<p>附 則 第百五十九条の三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第百六十条（略）</p>

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）抄（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正）</p> <p>第六十六条 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第一項第三号を削り、同項第四号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加え、同号を同項第三号とする。</p> <p>第四条第七項第一号口中「市町村」の下に「（特別区を含む）」を加える。</p> <p>附 則</p> <p>この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一〜四（略）</p>	<p>（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）</p> <p>第六十六条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十九条の見出しを「（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）」に改め、同条中「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に、「第十七条」を「第十四条」に、「第五十三条」を「第四十九条」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 第六十六条の規定 この法律の公布の日又は独立行政法人通則法</p>

五  
(略)

六  
(略)

の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の  
公布のいづれか遅い日